

18 外部監査公表第 5 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 18 年 5 月 31 日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 9 月 7 日

福岡市監査委員	高	田	保	男
同	竹	本	忠	弘
同	福	田		健

1 監査報告と措置の件数

(1) 16 外部監査公表第 1 号 (平成 16 年 4 月 22 日付 福岡市公報第 5160 号 (別冊 2) 公表) 分

農林水産局所管の一般会計に係る財務事務の執行について

7 件

農林水産局の特別会計に係る事業のうち中央卸売市場特別会計及び臨海市場特別会計の財務事務の執行について

1 6 件

福岡市の外郭団体である財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会の出納その他の事務の執行について

1 2 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

テーマ1 農林水産局所管の一般会計に係る財務事務の執行について

1. 農林部

監査の結果	措置の状況
<p>1 - 3 林政課</p> <p>(農林業振興施設管理運営等業務委託および市営造林事業業務委託)契約は特命随意契約であるが、締結承認のための起案書には特命随意契約とするこの理由が記載されていない。これについて、土木局や都市整備局が(財)福岡市森と緑のまちづくり協会へ業務を委託する場合の委託契約書類を参照したところ特命随意契約とすることについての理由は記載されており、農林水産局においても特命随意契約理由を記載する必要がある。</p>	<p>特命随意契約理由の記載については、17年度から、委託締結の起案書に特命随意契約理由を詳細に記載することとした。</p>

3. 農林水産局の融資制度

監査の結果	措置の状況
<p>3-2-7 福岡市漁業協同組合貸付金について</p> <p>福岡市は、福岡市漁協の経営安定と強化を図る必要から貸付を行っているが、どのような状態をもって経営安定、強化とのか、あいまいな記載となっている。このような記載では、貸付の終期が明示されたものとは言えない。貸付に際しては、終了時期が明らかとなるように貸付理由を記載する必要がある。また、10億円の貸付金額が必要とされる算定根拠は、契約に関する伺書に記載されていない。貸付金額の算定根拠を伺書に明記すべきである。</p>	<p>貸付理由の記載については、16年度の貸付にあたっては、市漁協の財務状況や資金調達の内容を記載するとともに、貸付の終期についても自立漁協として機能できるまで支援すると明示した。</p> <p>また、10億円の算定根拠についても、漁協が総合的に事業展開をするために必要な運転資金を算定根拠とし、内訳を明記した。</p>

<p>貸付金利率が無利息となっている理由は、伺書には「市中金利が依然として低水準で推移しているため」とされている。しかし、福岡市漁協の財政状態からは、無利息とする理由はない。利息をとることを検討すべきである。</p>	<p>利息の徴収については、16年度の貸付にあたっては有利子での貸付とした。</p>
<p>3-2-8 福岡県漁業共同組合連合会貸付金</p> <p>昭和57年4月に貸付を開始した当初の貸付目的は、博多湾埋め立てによる海苔区画漁業権の70%消滅に伴い、県漁連の海苔共販事業手数料の減収を補填するためのものである。これが平成4年11月に福岡市漁協が設立されると、漁協の指導機関である県漁連の指導事業を継続するためと、貸付の目的が変更されている。しかし、新たに変更された目的の記載では、なぜ福岡市から県漁連に対して1億円の貸付を継続する必要があるのか、十分な説得力を持つものではない。貸付金の目的及び必要性についてより具体的に記載すべきである。</p>	<p>貸付目的については、指摘に基づき、平成16年度の貸付に際しては、「近年の資源の減少、漁価の低迷などにより、経営状態が依然として厳しく、さらに自立漁協の確立のための指導事業強化の必要が生じており、本市沿岸漁業の振興対策及び指導力充実強化のため、支援する必要がある。」と、貸付金の目的及び必要性について具体的な記載に変更した。(なお、本貸付は平成16年度かぎりで終了した。)</p>
<p>貸付開始からすでに23年を経過しており通常であれば終了すべき時期は到来しているはずである。今なお貸付の必要性があると言い続けることは、市民の理解を得られない。「福岡市漁協が1本立ちするまで」との貸付終期の記載を改め、具体的な終期を示す必要がある。</p>	<p>貸付終期の明記については、指摘に基づき、平成16年度の貸付に際しては、貸付終期を「『福岡県漁業共同組合連合会経営改善計画』の終了年度である平成16年度まで」と具体的に明示した。(なお、本貸付は平成16年度かぎりで終了した。)</p>
<p>貸付利率が無利息となっている理由の記載も伺書にはない。伺書に記載すべきである。指導事業の継続のためという理由</p>	<p>利息の徴収については、指摘に基づき、県漁連と協議した結果、平成16年度の貸付については、有利子とした。(なお、</p>

のみで無利息で貸付ける合理性は乏しい。県漁連から利息をとることを検討すべきである。	本貸付は平成16年度かぎりで終了した。)
3-2-9 福岡県漁業信用基金協会貸付金 貸付利率が無利息となっている理由の記載が、伺書にはない。利息についての考え方を伺書に記載し、従前は利息をとっていたのであるから低金利時代とはいえ利息の徴収について検討すべきである。	利息の徴収については、指摘に基づき、協会と協議した結果、17年度からの貸付にあたっては有利子とすることとした。

テーマ2 農林水産局の特別会計に係る事業のうち中央卸売市場特別会計及び臨海市場特別会計の財務事務の執行について

テーマ2-1 中央卸売市場特別会計に係る財務事務の執行について

1. 市場課について

監査の結果	措置の状況
1-2 負担金,補助金,交付金について 福岡市で開催した九州地区中央卸売市場長会議開催市負担金として,市は249千円支出している。この負担金について,負担の対象となった支出項目には,情報交換会として飲食代1名8,000円×22名分等,202千円が含まれている。情報交換会のあり方について検討すべきである。	平成15年度の九州地区中央卸売市場長会議において,本市より負担金のあり方等の見直しについての提案を行い,会議の年2回開催を1回とするとともに,情報交換会については,可能な限り質素なものにすることを決定した。 また,全体的な経費削減を前提に,開催都市負担金と出席者負担金により運営することを決定した。

2. 鮮魚市場について

監査の結果	措置の状況
2-1 施設使用料の徴収等について 未納金額が多額に上る業者があり,しかるべき措置を講じ,回収を図る必要がある。	施設使用料の徴収については,文書通知等により督促を強化したことで3社の滞納が解消された。また,他の滞納者は計画的納入を実施させ滞納状況の改善

<p>2-2 鮮魚卸売市場内の商品搬送設備について</p> <p>当該設備の試験的稼働の検討結果についての報告書を求めたが、当該報告書は無いとのことであった(検討経緯を記した文書は存在)。当該設備の試験的導入に155百万円を投じながら、当該設備の試験結果、不具合、卸売市場のせりや荷役の現状にあわなかった点などを検討した報告書が存在していないことは、問題である。当該不稼働設備の撤去を含め当該設備が設置された建屋の有効利用について検討すべきである。</p>	<p>を図った。</p> <p>当該不稼働設備は撤去費用等の問題があるため、現状での建屋利用を考え、市場協会や場内業界と協議し、現在2階部分は倉庫として使用許可を行っており、また、1階部分については、凍結の施設の一部として活用するとともに、魚函等の保管場所として有効利用している。</p>
<p>2-3 社団法人福岡市中央卸売市場協会との関係について</p> <p>特命随意契約理由の妥当性について</p> <p>(福岡市鮮魚市場市場施設管理等業務委託契約は、)市場施設管理等業務に含まれる多くの業務を一括した契約であるため委託金額が210百万円と大きく、このうち多くの業務が、「市場協会」から民間のビル管理会社に再委託されている。したがって、「市場協会」への特命随意契約による委託料の積算において再委託先の選考及び再委託料の算定が重要な要素となり、その決定にあたり透明性が求められる。</p>	<p>「市場協会」における再委託先及び再委託料の決定については、公募型プロポーザル方式により募集を行い、「市場協会」の組織する運営管理専門委員会(市場代表4名、市3名)で審査し、業者を選定しているため、競争性及び透明性は確保できていると考えるが、次回の再委託先の選考も広く企業を募集するように指導し、委託料の積算において、より透明性を高めた。</p>
<p>委託料の積算方法について (労務費の単価について)</p> <p>労務費の単価は、(財)経済調査会出版の「月刊積算資料」の類似労務単価を採用している。平成10年度の設計書と平</p>	<p>委託業務の積算単価については、これまでも市の共通積算単価の改定等に伴い設計単価の見直しを行っているが、今後も「市場協会」における再委託契約の更新時に設計単価を見直</p>

<p>成 14 年度の設計書を比較したところ，多くの業務で積算単価が同額であり，変更されていなかった。「市場協会」での再委託契約の更新時に合わせ積算単価の見直しを行う必要がある。</p>	<p>し，より適正な設計積算を行うこととした。</p>
<p>(必要人員数の妥当性について)</p> <p>多くの業務で必要人員数は，当初の積算において民間業者から入手した見積書をもとに設定されている。各業務の必要人員数の実績を把握して，「市場協会」での再委託契約の更新時に合わせ積算の見直しを行う必要がある。</p>	<p>業務の必要人員数は，これまでも必要に応じた見直しを行っているが，今後も業務の実態に応じた必要人員の把握に努め，「市場協会」における再委託契約の更新時に見直しを行い，より適正な設計積算を行うこととした。</p>
<p>委託契約手続きについて</p> <p>特命随意契約に競争性が働かないことに鑑みると，追加(委託)業務分については，従来からの業務内容分と切り離して捉え，契約増金額が追加業務の設計金額を超えないよう契約金額を決定する必要がある。</p>	<p>今後の特命随意契約において，委託業務の追加分を合わせて契約する場合は，契約増金額が追加業務の設計金額を超えないように予定価格を設定し契約金額を決定することとした。</p>
<p>再委託契約について</p> <p>公募型プロポーザル方式の趣旨から再委託契約は，広く企業を募集し競争性及び透明性を高める必要がある。また，透明性を高めるにあたって福岡市は，「市場協会」が再委託契約の内容をその事業報告書等に記載するよう指導すべきである。</p>	<p>次回，「市場協会」による公募型プロポーザル方式の業者選定にあたっては，広く企業を募集し競争性を高めるよう指導した。</p> <p>また，「市場協会」の平成 16 年度総会議案において，平成 15 年度事業報告書に福岡市の受託事業の実施として再委託について記載され，事務局からの説明も行われた。</p>

3. 青果市場について

監査の結果	措置の状況
<p>3-1 施設使用料の徴収等について</p> <p>他の施設利用者に対する施設使用料等の滞納状況は1社597千円(平成15年3月末現在)である。回収に留意する必要がある。</p>	<p>平成14年度における施設使用料等の滞納については、現在分割納入中であり、平成17年1月末現在では、残額72,440円となっている。</p> <p>今後も業者に対し納入を励行させ、今年度中に完納できるよう指導しており、今年度中に完納する予定である。</p>

4. 市場金融資金について

監査の結果	措置の状況
<p>4-2-1 水産部市場金融資金について</p> <p>水産部金融資金制度は、市場取引代金の決済資金の融資を目的とするが、実際には長期資金として利用されている。福岡市は、制度目的に即した運用がなされるよう指導する必要がある。</p>	<p>監査で判明した時点で直ちに、水産物部金融資金の融資業務を行っている取引代金の代払機関に対して、同要綱に基づく適正な融資業務を行うよう指導した。さらに、制度目的に即した適正な運用がなされるよう改めて文書により指導を行い、月例報告書の様式を変更し確認を十分に行うこととした。</p>

テーマ2-2 臨海市場特別会計に係る財務事務の執行について

6. 臨海市場における特性

監査の結果	措置の状況
<p>6-3 臨海市場の集荷機能における特性</p> <p>巨費を投じて臨海市場を整備した以上、福岡市、卸売会社が一体となって、臨海市場を利用する生産者の増加策を検討すべきである。</p>	<p>臨海市場への出荷を促進するため、平成15年度に輸入肉買付金融資金と集荷基盤確保預託金を集荷対策金融資金に一本化した。平成16年度は、集荷対策金融資金の直接融資の枠を広げ、また、素牛導入資金として活用できるようにするなど、卸売業者が活用しやすいように融資条件を変更したことなどにより、成牛の出荷頭数が</p>

	<p>増加し、当初の目標頭数を1割程度上回っている。</p> <p>また、豚は当初の目標頭数を1割程度下回っているが、総取扱高は当初の目標であった153億円を上回る見込みである。</p>
<p>6-4 臨海市場の分荷機能における特性</p> <p>巨費を投じて臨海市場を整備した以上、福岡市、卸売会社が一体となって、臨海市場を利用する売買参加者の増加策を検討すべきである。</p>	<p>売買参加者を増加させるため、業界団体等の市場見学者に対して、臨海市場が衛生的かつ安全で高品質な食肉を提供することができる最新の施設であることをPRし、また、卸売業者による積極的な売買参加者の獲得活動の実施により、売買参加者は、平成17年1月末現在で186人となっており、これは、平成16年1月現在の食肉中央卸売市場10市場の売買参加者数の平均187人とほぼ同数である。</p>
<p>6-6 臨海市場における特性(まとめ)</p> <p>全国的な趨勢として食肉の市場経由率が非常に低い水準にあるなか、臨海市場でも集荷機能面において、市場外流通及び大消費地の市場との競合の結果、集荷先が特定地域に偏在しており、取扱高が少なく、十分な品揃えができない状況にある。</p> <p>分荷機能面において小規模売買参加者の利用促進は進んだものの、全体としての売買参加者数が十分確保されているとはいえない。また売買参加者のうち25%は市場を利用していない状況にある。また価格形成機能面において、集荷機能面で指摘した品揃機能の不十分さもあって、建値形成できない品種・等級の食肉が存</p>	<p>集荷については、新規出荷者の獲得や集荷対策金融資金、安定集荷対策事業補助金の活用等により増加しており、また、高級和牛については、肥育地である糸島や壱岐の出荷者に対して集荷対策金融資金の貸付を行うことで着実に増加している。</p> <p>売買参加者についても着実に増加し、食肉中央卸売市場10市場の平均数まで増加しており、大手売買参加者の獲得にも成功している。</p>

<p>在している状況にある。十分な購買力をもった売買参加者の市場利用が進んでいないため、特に高級和牛（ブランド牛含む）の価格形成機能が弱くなっている。臨海市場では中央卸売市場として求められる集荷・分荷機能及び価格形成機能において、以上のような特性が認められる。臨海市場はこれらの機能（集荷・分荷機能及び価格形成機能）改善に積極的に取り組む必要がある。</p>	
---	--

3. 市場使用料の市長減免について

監査の結果	措置の状況
<p>臨海市場の取扱高は、目標取扱高を下回っており、当初の目論見どおり卸売会社に市場使用料を負担させることができるのか懸念される状況となっている。予定どおり、市場使用料の増額を行うことができるかは、臨海市場の今後の取扱高の増加如何による。福岡市は、最新設備の有効活用のため卸売会社とともに市場活性化を図る具体的方策を検討する必要がある。</p>	<p>臨海市場の取扱高については、平成13年度はBSEの影響で108億円（目標額の76%）と大幅に減少したが、平成14年度は121億円（同84%）、平成15年度は130億円（同87%）と、目標額には達していないものの順調に増加しており、平成16年度は1月末現在で133億円となっており、最終的には目標額である153億円を上まわる見込みである。</p> <p>このことから、市場使用料については、平成16年度は計画通りの2分の1の額で徴収しており、平成17年度以降も計画通り全額徴収していく。</p> <p>活性化の取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨海市場が衛生的かつ安全安心の高品質な食肉を提供する最新の施設であることのPR ・消費者や生産者との連携（流通業界や出荷者との懇談会の実施）

	<ul style="list-style-type: none"> ・安定集荷対策事業による助成 ・集荷対策金融資金の活用
--	--

4. 売上高使用料率について

監査の結果	措置の状況
<p>0.5%から0.3%の減率は、前述と同様、政策的理由から止むを得ないが、市場活性化を図る具体的方策を検討する必要がある。</p>	<p>臨海市場の取扱高については、平成13年度はBSEの影響で108億円(目標額の76%)と大幅に減少したが、平成14年度は121億円(同84%)、平成15年度は130億円(同87%)と、目標額には達していないものの順調に増加しており、平成16年度は1月末現在で133億円となっている。さらに、下記の取り組みを行うこととし、最終的には目標額である153億円を上まわる見込みである。</p> <p>活性化の取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨海市場が衛生的かつ安全安心の高品質な食肉を提供する最新の施設であることのPR ・消費者や生産者との連携(流通業界や出荷者との懇談会の実施) ・安定集荷対策事業による助成 ・集荷対策金融資金の活用

9. 金融資金予算枠の未執行部分について

監査の結果	措置の状況
<p>今後の融資執行見込額が伸びないようであれば、実態に合わせた予算額の設定をすべきである。</p>	<p>平成15年度に輸入肉買付金融資金と集荷基盤確保預託金を一本化し、集荷対策金融資金として制度を変更した。平成16年度には直接融資の枠を広げ、また、素牛導入資金として活用できるようにするなど、卸売業者が活</p>

	<p>用しやすいように融資条件を変更した。</p> <p>このことにより，集荷対策金融資金の執行率は，平成 14 年度に 43%であったものが，平成 15 年度は 47%，平成 16 年度には 91%となっている。</p>
--	---

テーマ4 福岡市の外郭団体である財団法人福岡市森と緑のまちづくり協会の出納その他の事務の執行について

1-2 花畑園芸公園について

監査の結果	措置の状況
<p>ア. 平成 14 年度花畑園芸公園清掃業務委託</p> <p>予定価格を下回る入札がなく再入札を行う場合，予定価格を明示しないと，また予定金額を上回る金額で応札する業者が多く，結局入札を数回繰り返しても入札業者間の競争性の確保は期待できない。このような場合は，予定価格を明示し，当該金額で応札可能か否か入札参加業者に示し，不可能であれば他業者を指名追加するなどして入札参加業者数を拡大する等の手段を検討する必要がある。</p>	<p>予定価格の明示については，財政局の要領改正通知（平成 16 年 1 月）により，清掃，人的警備業務等委託及び機械警備業務委託については，予定価格を事前公表できるようになったことから，平成 16 年度より清掃及び警備について，予定価格並びに最低制限価格の事前公表を行うこととした。</p>

1-3 油山・背振牧場について

監査の結果	措置の状況
<p>ア. 平成 14 年度油山牧場草地等管理業務委託</p> <p>草刈については(中略)特に施設の概要を熟知する必要はないエリアが多く，</p>	<p>(財)福岡市森と緑のまちづくり協会に対し，発注方法の検討または特命随意契約の理由明示について善処方指導した。なお，同協会においては，平成 16 年度より特命随意契約の理由</p>

<p>「育成組合」でなくとも支障はないものと考えられる。一般業者でも可能なエリアについて入札による発注を検討する必要がある。あるいは、実質的に「育成組合」に公益性があるから支援するとの方針であれば、その旨を特命随意契約の理由として明示する必要がある。</p>	<p>として、酪農業の振興のための乳牛育成事業が本市における重要な施策であり、「育成組合」の安定した経営の維持存続が肝要であること。「育成組合」が酪農経営基盤の確立のため、油山、背振牧場において事業主体となり、乳牛共同育成事業を実施していることなどを明示することとした。</p>
<p>イ.平成 14 年度油山牧場樹木管理業務委託</p> <p>当該業務は(中略)必ずしも施設概要を熟知する必要はなく「育成組合」でなくとも支障はないものと考えられる。一般業者を入れての入札を検討すべきである。あるいは、実質的に「育成組合」に公益性があるから支援するとの方針であれば、その旨を特命随意契約の理由として明示する必要がある。</p>	<p>(財)福岡市森と緑のまちづくり協会に対し、発注方法の検討または特命随意契約の理由明示について善処方指導した。なお、同協会においては、平成 16 年度より特命随意契約の理由を明示することとした。</p>
<p>ウ.平成 14 年度油山牧場展示家畜飼養管理業務委託</p> <p>飼料費の単価については、(中略)飼料業者等からのヒアリング等も実施することが望まれる。</p>	<p>平成 17 年度からは、他の業者からの見積もり取り寄せ単価決定の参考とすることとした。</p>
<p>エ.平成 14 年度油山牧場展示家畜飼養管理業務委託</p> <p>福岡市は、ここで飼育されている家畜を市民と動物との触れ合いを目的とした市民向けの展示家畜(年間飼養委託費約 6,000 万円)として保有していることを現地で明示することが望まれる。</p>	<p>(財)福岡市森と緑のまちづくり協会に対し、展示家畜の明示について善処方指導した。なお、同協会においては、平成 17 年度以降、案内板等に目的、市が保有している旨明示することとした。</p>

1-4 油山市民の森について

監査の結果	措置の状況
<p>ア. 平成 14 年度市民の森清掃業務</p> <p>業務内容は、特に特殊な清掃ではないため、入札参加業者の入れ替えが可能である。「まちづくり協会」内の他の部署では、前年度受託業者以外は全社入れ替えているところもある。「まちづくり協会」内での清掃委託先の選定方法が統一されておらず、今後は選定方法を改め、競争性を高める必要がある。</p>	<p>(財)福岡市森と緑のまちづくり協会に対し、競争性を高める委託先選定方法について、善処方指導した。なお、同協会においては、平成 15 年度から前年度落札業者以外は全社入れ替え競争性を高めている。</p>

1-5 油山自然観察の森について

監査の結果	措置の状況
<p>平成 14 年度福岡市油山自然観察の森自然解説指導等業務</p> <p>実際の積算は、昨年度の委託金額を各業務に分割しただけであり、日報・月報・概要書の作成といった本来諸経費区分で対応すべきと思われる業務にも金額が設定されているなど(997,880 円)、積み上げ方式で算定すべきはずの積算が、最初に総額ありき(委託金額自体は平成 13 年度から変更されていない)とも考えられる不自然なものとなっている。委託業務内容の積み上げによる正確な積算をすることが必要である。</p>	<p>(財)福岡市森と緑のまちづくり協会に対し、適正な積算について善処方指導した。なお、同協会においては、設計書の作成に当たり、日報及び月報について諸経費の区分で対応するなどして、積み上げ方式で算定・積算することとした。</p>

2-1 東平尾公園について

監査の結果	措置の状況
<p>ア. 平成 14 年度博多の森陸上競技場外</p>	<p>本市から(財)福岡市森と緑のまちづくり</p>

<p>清掃委託</p> <p>落札業者1社を中心とした入札の傾向がうかがえ、当該入札について入札参加業者間における競争性が十分確保されているとは認め難い。入札実施方法について、競争性を確保できるよう改善すべきである。</p>	<p>協会（以下「協会」という。）に対し、包括外部監査の指摘・要望について善処方指導した。</p> <p>これを受け、協会では、平成16年度より、前年度、前々年度の指名状況を参考に他の案件と同一メンバーにならないように業者を入れ替えて選定し、より競争性を高めることとした。</p>
<p>イ.平成14年度博多の森陸上競技場屋外清掃委託</p> <p>ウ.平成14年度博多の森テニス競技場外清掃委託</p> <p>エ.平成14年度博多の森球技場清掃委託</p> <p>オ.平成14年度博多の森球技場屋外清掃委託</p> <p>一見したところ競争性を確保しているように見えるが、結果として前年に落札した業者が翌年も落札することが多い。これまで見た委託契約も平成13年度と同一企業がほぼ同一金額で落札している。実質的な競争性が確保されているか疑問である。入札業者選定方法について改善すべきである。また、入れ替えにより選定された業者が互いを把握できないようにすることも検討する必要がある。</p>	<p>本市から(財)福岡市森と緑のまちづくり協会（以下「協会」という。）に対し、包括外部監査の指摘・要望について善処方指導した。</p> <p>これを受け、協会では、平成16年度より、前年度、前々年度の指名状況を参考に他の案件と同一メンバーにならないように業者を入れ替えて選定し、より競争性を高めることとした。</p>
<p>カ.平成14年度博多の森陸上競技場外施設管理委託</p> <p>平成13年度と平成14年度は落札した業者は異なるが金額は同一である。1位の業者(48,300千円)と2位の会社(48,825</p>	<p>本市から(財)福岡市森と緑のまちづくり協会（以下「協会」という。）に対し、包括外部監査の指摘・要望について善処方指導した。</p> <p>これを受け、協会では、平成16年度より、前年度、前々年度の指名状況を参考</p>

<p>千円)が入札金額を入れ替えているだけであり、競争性が確保されているとは認めがたい。入札実施方法について改善すべきである。</p>	<p>に他の案件と同一メンバーにならないように業者を入れ替えて選定し、より競争性を高めることとした。</p>
<p>キ. 東平尾公園常駐警備委託</p> <p>平成 14 年度において、積算金額はほぼ変わらないものの、契約金額は3,150千円も増額されている。これは契約先からの見積金額が、「まちづくり協会」の予定価格の範囲内であったためこのような結果となったものである。初年度の入札による競争でのコストダウン効果を滅殺しており、今後、予定価格は、前年度の金額とするなど、予定価格の設定について見直しを検討すべきである。</p>	<p>本市から(財)福岡市森と緑のまちづくり協会(以下「協会」という。)に対し、包括外部監査の指摘・要望について善処方指導した。</p> <p>これを受け、協会では、平成16年度より警備及び清掃については予定価格並びに最低制限価格を事前公表することとし、直近の契約実績なども勘案して、より適正かつ経済性を考慮した予定価格の設定に努めることとした。</p>
<p>ク. 東平尾公園便所清掃委託</p> <p>積算金額が、平成 13 年度から平成 14 年度でほぼ変化がないが、契約金額は625 千円増額している。これも予算の枠内であったためとのことだが、上記キ. 東平尾公園常駐警備委託と同様、予定価格の設定について見直しを検討すべきである。</p>	<p>本市から(財)福岡市森と緑のまちづくり協会(以下「協会」という。)に対し、包括外部監査の指摘・要望について善処方指導した。</p> <p>これを受け、協会では、平成16年度より警備及び清掃については予定価格並びに最低制限価格を事前公表することとし、直近の契約実績なども勘案して、より適正かつ経済性を考慮した予定価格の設定に努めることとした。</p>

3-1 直営駐車場関係について

監査の結果	措置の状況
<p>ア. 平成 14 年度香椎駐車場管理業務委託</p> <p>平成 13,14 年度においても適正な業務</p>	<p>本市から(財)福岡市森と緑のまちづくり協会(以下「協会」という。)に対し、包括外部監査の指摘・要望について善処方指導した。</p>

が履行されている以上、問題はないのであり、もし非常識な落札価格であるとするならば、公式に調査すべきであり、平成 15 年度において、指名業者を比較的大手に変更していることや、入札参加業者数を減少させているなど、入札制度の運用方法が不透明なものとなっていることや落札業者が平成 15 年度も変わらないことに鑑みれば、低価格入札となった場合の制度の運用方法についても、透明性を高める改善策を検討すべきである。

これを受け、協会では、平成 16 年度より清掃及び警備について、予定価格並びに最低制限価格を事前公表するとともに、さらに適正な入札を行い、競争性の確保を図るため、平成 17 年度より入札参加者に対して過去の契約実績（前年度の落札額）を伝えることとした。